

- 2面◆誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ
- 3面◆マイナンバー制度に関するお知らせ
- 4面◆荒川区環境区民大賞候補者募集

# 人格と個性を尊重し合い 共に生きる社会を目指して

## ～障害者差別解消法が施行されます

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成28年4月1日から施行されます。障がいや理由とする差別を無くし、すべての人が障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるため、ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ 障害者福祉課 ☎内線2682

## 障害者差別解消法の概要

国や区市町村等の行政機関や、会社・店舗等の民間事業者に、次のことを定めています。

### 不当な差別的取り扱いの禁止

正当な理由がないのに、障がいがあることを理由として、サービスの提供や入店を、拒否・制限したり、障がいのない人にはつけない条件をつけること等が禁止となります。

### 合理的配慮

障がい者から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、配慮を行うことが求められます。



筆談や読み上げ等、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

## 差別解消のための

### 区の取り組み

#### ▶ 相談窓口の設置

障がい者やその家族等からの、障がいを理由とする差別に関する相談を受け、解決できるようにサポートする相談窓口を、区役所1階障害者福祉課に設置します。

#### ▶ 障がい者差別解消支援地域協議会の設置

具体的事案の対応例の協議や共有、問題解決等のための「障がい者差別解消支援地域協議会」を、障がい者地域自立支援協議会（2面参照）に付け加え、差別解消に向けて問題を解決していきます。

#### ▶ 職員対応要領の作成

障がい者差別の禁止に関して、区職員が適切に対応するために、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の事例を示した指針等を作成します。

#### ▶ 研修の実施

区職員・事業者を対象に、障がい者差別解消に関する研修を行います。

## ▶ 多様な在り方を相互に認め合える社会に向かって

12月3日～9日は、障がい者週間です。障がいのあ  
る方の社会参加の促進と、  
障がいに對して理解を深め  
るといふ障がい者週間の理  
念は、「障がいのある方も  
ない方も、誰もがその人ら  
しく暮らしていけるまちに  
したい」という区長として  
の私の思いに通じます。区  
長就任以来11年、私はこの  
一念で障がい者福祉施策に  
取り組んで参りました。  
障がいを理由とした差別  
の解消を推進し、障がいの  
有無によらない共生社会の  
実現に向け、平成28年4月  
には「障害者差別解消法」  
が施行されます。区は、差  
別を解消するための理念の  
周知を進め、地域社会全体  
の意識の醸成を図るほか、  
障がい者地域自立支援協議  
会等の意見も参考にしながら、  
差別解消のための施策  
を実施していきます。  
また、障がいのある方  
ご家族等が抱えている「親  
なき後」の問題に対し、ご  
本人の生活や、今後の支援  
等について、具体的な将来  
設計を考えるため、新たに  
「個人別ライフプラン」の  
作成に取り組むことになり  
ました。将来への道筋をつ  
けることで、生活への不安  
の解消を図るほか、障がい  
のある方が住み慣れた地域  
で生活し続けることができ  
るよう、障がい者グループ  
ホームの充実等にも引き続  
き取り組んで参ります。  
今後も、きめ細かい福祉  
施策を充実させて参ります  
ので、ご協力をお願いいた  
します。



荒川区長・特別区長会会長  
にしかわ たいいちろう  
西川 太一郎